

公益財団法人日本健康・栄養食品協会
特定保健用食品広告部会 設置運営要項

(目的)

第1条 公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）の特定保健用食品広告部会の設置運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(設置)

第2条 当協会に特定保健用食品広告部会（以下「部会」という。）を置く。

(運営)

第3条 部会は、当協会の事業運営方針に従い、その指導のもと、特定保健用食品（以下「トクホ」という。）に関する広告表現の適正化と向上を図るものとする。

(業務)

第4条 部会は、トクホの広告表現の適正化と向上を図り、消費者からの信頼を一層高めることを目的とし、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広告宣伝の適正化に関する調査、研究、立案
- (2) 広告に関する研修会、研究会の開催
- (3) 別に定める特定保健用食品広告審査会への協力
- (4) その他部会の目的達成に必要な業務

(部会の構成員及び委嘱等)

第5条 部会に属する構成員（以下「部会員」という。）は、特定保健用食品部の会員企業又は団体に属し、テレビ、新聞、雑誌等にトクホの広告を出稿している企業もしくはトクホの広告を出稿している企業から推薦され事務局が承認した関連企業の者から募集するものとし、参加を希望する場合は、所定の参加申込書を事務局に提出するものとする。

- 2 部会員は、理事長が委嘱し、任期は委嘱の日から同日の属する翌年度の末日までとする。ただし、交代における任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会員が退職、異動等やむを得ない理由により、部会に参加できなくなった場合は、事務局の承認を得て、その部会員と同じ企業に属する者と交代することができる。

(部会長等)

第6条 部会には次の部会長等を置くものとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内

(部会長等の選任と委嘱)

第7条 部会長等は、総会において部会員のうちから互選により選任し、理事長が委嘱するものとする。

(部会長等の任期)

第8条 部会長等の任期は委嘱の日から同日の属する翌年度の末日までとする。ただ

- し、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に部会長等に欠員を生じたときは、前条に準ずるものとする。ただし、交代における任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等の責務)

- 第9条 部会長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるとき又は欠けたるときは、その責務を代行する。

(部会員の責務)

- 第10条 部会員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(ワーキンググループ等の設置)

- 第11条 部会長は、必要により、部会にワーキンググループ(以下「WG」という。)等を置くことができる。

(リーダー等)

- 第12条 各WGには、必要により、次のリーダー等を置くことができる。

- (1) リーダー 1名
(2) サブリーダー 2名以内

(リーダー等の選任)

- 第13条 リーダー及びサブリーダーは、各WGにおいて、その属する部会員のうちから互選により選任するものとする。

(会議等)

- 第14条 部会長は、以下の場合に会議を招集し、その議長となる。

- (1) 部会長が必要と認めた場合
(2) 半数以上の部会員から要求があった場合
- 2 リーダーは、WG等の会議を招集し、その議長となる。
- 3 部会長又はリーダーは、必要に応じ、事務局の同意を得て当該広告表現の適正化と向上を図る上で識見を有する者を会議等に招致することができる。

(代理者の出席)

- 第15条 会議に部会員がやむを得ない理由により出席できない場合には、部会長又はリーダー及び事務局の同意を得て、代理者を出席させることができる。

(議決)

- 第16条 会議等は、部会員の過半数の出席をもって成立し、決議を必要とする場合は、出席した部会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、その裁定を議長に一任する。

(議事録)

- 第17条 会議、総会等の議事については、次の事項を記載した議事録を部会員が作成し、事務局が保管するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した部会員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

2 議事録は部会員に配布するものとする。

(旅費等)

第18条 会議等に係る部会員の旅費交通費等は、部会員が負担するものとする。

(総会等)

第19条 部会は隔年4月に総会を開催するものとし、必要により臨時総会を開催することができる。

2 部会は当協会の技術部会及びコミュニケーション部会の調査研究状況等、トクホに関する情報の共有を図るために、必要により合同総会等を開催することができる。

(事務局)

第20条 部会等の事務局は、当協会の特定保健用食品部に置く。

2 事務局は、運営に関する事務手続き等を掌理するものとする。

(雑則)

第21条 この要項は、理事長が定める。

(改廃)

第22条 この要項の改廃は、部会及び事務局が協議し、理事長の承認を経て行う。

(その他)

第23条 この要項に定めるもののほか、運営に必要な事項は、部会の合議により決定する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

改定1 この要項は、平成30年8月1日から施行する。